

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、

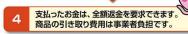
ケーリング・オフ」制度を利用しましょう!

■クーリング・オフの手続きの手順

契約書面を受け取った日を含めて8日または 20日以内に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。 コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」または 「簡易書留」で送ります。



■ハガキの書き方の例

诵知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○○年○月○日

0000 契約金額 000000M

株式会社××××□□党掌所 担当者△△△△

支払った代金○○○○○○円を返金し、 商品を引き取ってください。

> 会和○○年○月○日 茨城県○市○町○丁目○番○号 氏名 0000

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アボイントメントセールス等)・・・・・ 8_{日間}・特定継続的役務提供(エステティックサロン・経営教育等)・・・・・・ 8_{日間}
- ・電話勧誘販売・・・・・・・・・・・・・・・・ 8_{日間}・業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)・・・・・ 20_{日間}

お近くの消費生活相談窓口につながります

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内 ※十曜日・祝日・年末年始はお休みです。

受付時間:月~金曜日 午前9時~午後5時 日曜日(電話相談のみ) 午前9時~午後4時





消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・ 品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、 解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?」 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

消費生活センターってどんなところ?

SNSで誘われて… もしかして悪質商法かも!





消費者ホットライン (188

お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

② 茨城県消費生活センター

いばらき消費生活なび **CAN CAN CAN CAN CAN**







ウマイ話には裏があるカモ…!



困ったら、一人で悩まずすぐ相談!

■マルチ商法・マルチまがい商法







販売組織の会員になって商品を販売すれ ば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、 「人を紹介すれば収入が得られる」と告げ られるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

- ●「簡単にもうかる |
- といったウマイ話は信じない! ●友達や先輩から誘われても、 きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- ●実際は全くもうからず、商品等を購入 するためのローン(借金)だけが残る 225!
- ●知人·友人を勧誘する仕組みのため、 今度はあなた自身が加害者に…

■架空請求•不当請求









「支払わないと法的手続きに入ります」など と根拠のないSMSを送り付けて連絡させ

ようとする架空請求が多発。 アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完 **了**」などの表示が出て、高額な料金を請求

されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために…

- ●慌てて、電話やメールをしない。記載さ れているURLに安易にアクセスしない。
- ●身に覚えのない請求には、応じない。
- ●受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- ●慌てて連絡すると、自分の個人情報を 教えることになり、次々と連絡が来る。
- ●一度でも支払うと、さらに支払いを請求 してくる。

■アポイントメントセールス







販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、 契約を結ばせる商法。

カモにならないために…

- ●「あなただけ特別!」と勧誘 されても、その場の雰囲気 で契約を結ばない!
- ●悪質事業者が友達を装っている場合 があるので、SNSで知り合った人と 会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、 後から「無料セミナーを受けないか」と 呼び出され、セミナー終了後、就職 活動向けの高額な講座を強引に契約 させられる。

■ネット広告等をきっかけとしたトラブル









ネット広告を見て修理を依頼したところ、 事業者から広告とかけ離れた高額な請求 をされて、トラブルになるケースが見られ ます。

カモにならないために…

- ●「500円~」などの表示がある場合、 実際にはその価格より 高額になる可能性があるため、 表示内容をうのみにしない。
- ●作業を依頼する前に、 複数社の見積もりをとる。
- ●事前に住宅メーカーや 施工業者などに 緊急時の対応について 相談しておく。





「簡単にもうかる」 「特別」など、 ウマイ話を 安易に 信用しない!



悪質商法力モ? と思ったら、 消費生活センター へ相談!



専門の相談員が、 解決のお手伝い!



あやしいと 思ったら、 すぐに相談。